

防府市元気いきいき！高齢者おでかけ支援事業実施要綱

令和7年4月1日制定

（目的）

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける75歳以上の高齢者が、外出する際に利用する路線バス及びタクシーの運賃の一部を助成することにより、移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に該当する者とする。

- （1） 令和7年4月1日時点において、防府市の住民基本台帳に記録されている者。
- （2） 令和7年4月1日時点で、満75歳以上の者。

（助成の内容）

第3条 助成対象者へ行う助成は、防府市内で路線バス又はタクシーに乗車又は降車する場合の運賃（タクシーについては、小型車、中型車及び福祉車両の時間距離併用制運賃に限る。）について、次によるものとし、防府市元気いきいき！高齢者おでかけ支援バス・タクシー運賃助成券（様式第1号。以下「助成券」という。）を10枚（1冊）交付するものとする。

- （1） 路線バス又はタクシー乗車1回毎の運賃に対して、次のいずれかを助成する。

イ 路線バスの運賃に対して、助成券1枚につき200円を助成し、使用枚数の制限はないものとする。

ロ タクシーの運賃に対して、助成券1枚につき200円を助成し、使用枚数の制限はないものとする。

- 2 第1項第1号ロの規定において、同号の助成を受けることとなった2人以上の助成対象者が同一のタクシーに乗車し、このうち2人以上の助成対象者が助成券を使用する場合には、当該助成券を使用する助成対象者それぞれに、助成券1枚につき200円を助成し、使用枚数の制限はないものとする。
- 3 助成券の有効期限は、助成券発行年度6月16日から9月末までとする。

(助成券の交付)

第4条 助成券は郵送により交付するものとする。

- 2 助成券は、再交付しない。ただし、助成券を毀損したときは、当該毀損した助成券と引換えに、同一枚数の新しい助成券と交換することができる。
- 3 助成券は助成対象者が、事前に交付を希望しない旨の意思表示をしたときは、交付をしないものとする。交付を希望しない旨の意思表示がない場合は助成券を助成対象者へ郵送するものとする。

(利用及び助成方法)

第5条 前条の規定により助成券の交付を受けた助成対象者（以下「利用者」という。）は、市と防府市元気いきいき！高齢者おでかけ支援バス・タクシー運賃助成事業契約を締結した、路線バス運行事業者及びタクシー事業者（以下「事業者」という。）が運行する路線バス（高速バスを除く。）及びタクシーで助成券を使用することができる。ただし、市の助成する他の運賃助成券との併用はできないものとする。

- 2 利用者は、路線バスの利用時に助成を受けようとするときは、降車するときに助成券の乗車日欄に乗車年月日を記入の上、運賃箱に入れるものとする。
- 3 利用者は、タクシーの利用時に助成を受けようとするときは、降車するときに助成券を乗務員に手渡すものとする。
- 4 事業者は、受領した助成券の所定の欄に、この要綱に基づく契約の内容に基づき、必要事項を記入しなければならない。
- 5 助成券にかかる事業者への支払は、契約に基づき行うこととし、事業者は防府市元気いきいき！高齢者おでかけ支援バス・タクシー運賃助成事業請求書（様式第2号）にて市長に請求するものとする。

(助成券等の返還等)

第6条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者又はその関係人は、速やかに助成券を返還しなければならない。

- (1) 利用者が死亡又は転出したとき
- (2) 利用者が第2条に規定する助成対象者に該当しなくなったとき
- (3) 助成券が不用になったとき

(不正利得の返還等)

第7条 市長は、利用者が偽りその他不正な行為又は市長が不適当と認める事由により助成券の交付を受け、又は使用したときは、未使用の助成券の返還を求め、又は不正に使用した助成額について返還させることができる。

(資料の提出)

第8条 市長は、事業の適正化を図るため、事業者に、乗車記録等、利用状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

防府市元気いきいき！高齢者お出かけ支援バス・タクシー運賃助成券

バス・タクシー 共通

助成券No.

1回の乗車での使用枚数の制限はありません。

この券の有効期間は、令和7年6月16日から令和7年9月30日までです。

この券は、お一人につき1冊のみのお渡しとなります。

(うら)

(助成券の使用に関する留意事項)

- 1 1回の乗車での枚数の使用制限はありません。
- 2 市内で乗車または降車する場合に使用できます。
- 3 バスで使用する場合、支払いは現金のみです。
- 4 高速バスには使用できません。
- 5 この券は本人以外、使用できません。
- 6 この券を他人に貸与したり、譲渡することはできません。
- 7 利用資格を喪失した場合は、速やかに助成券を返還してください。
- 8 この助成券は再交付できません。(ただし、毀損の場合に限り、毀損した助成券と引換えに、同一枚数の助成券と交換できます。)
- 9 高齢者等バス・タクシー運賃助成券との併用はできません。

助成券No.	No.
乗車日	年 月 日
助成額	¥ 2 0 0
有効期限	令和 7 年 9 月 3 0 日

(留意事項)

※おつりはできません。

※市内で乗車または降車する場合に使用できます。

※本人のみ使用できます。

発行者 防 府 市 長



様式第 2 号

年 月 日

防府市元気いきいき！高齢者お出かけ支援
バス・タクシー運賃助成事業請求書

(宛先) 防府市長

請求者 住 所
事業者名
代 表 者

防府市元気いきいき！高齢者お出かけ支援助成金を、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額		円
利 用 月		年 月 分
内 訳		別紙参照
支 払 先	振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合
		支店・店・支所・出張所
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人 (カタカナで記入)	

※使用済の助成券を添付してください。